※お申し込みの前に必ずお読みください。お読みいただいていることを前提に受付となります。

令和６年度　保育所・認定こども園等利用案内

１．保育所・認定こども園（保育所部分）・小規模保育事業における給付認定申請・利用申込の手続きの流れ

１：保護者が篠栗町に**教育・保育給付認定申請書（現況届）兼保育施設等利用申込書**及び**必要書類**を提出します。

↓

２：篠栗町が保育の必要性を認定します。
※認定は入所施設を決定するものではありません。

↓

３：篠栗町が入所申込状況・希望状況等に応じ、保育の必要性の程度を踏まえて、施設入所の利用調整（選考）を行います。

↓

４：篠栗町が保護者へ利用調整結果を（入所承諾書もしくは入所保留通知書）を通知します。
（令和６年２月上旬予定）

↓

５：篠栗町が入所承諾対象者の利用料（０．１．２歳児クラスのみ）を算定し、保護者へ通知します。
※３．４．５歳児については利用料０円ですが、副食費の徴収・免除の結果を通知します。
（令和６年３月中旬～下旬予定）

２．利用申込みの要件について

次の「**①保育対象年齢　②住所要件　③保育の必要性の事由**」を満たす場合に申し込みができます。

①保育対象年齢

生後６ヶ月を経過した月の翌月～小学校就学前まで

※受け入れ開始年齢が異なる施設もあります。

例）令和６年４月１日入所の申込み可能なお子さん（生後６ヶ月）は**令和５年９月生まれ**までが対象です。

②住所要件

お子さんと保護者の住所（住民票）が篠栗町にあること

※未転入の方は、入所希望月の前月１５日までに転入することの誓約書を提出してください。

例）令和６年４月１日入所希望の場合は、**令和６年３月１５日までに転入**することを誓約する。

③保育の必要性の事由

お子さんの保護者に就労など保育を必要とする事由があること

※申請書類と以下の**保育を必要とする事由についての各証明書類を添付**し提出してください。

※**保護者以外の１８歳以上６５歳未満の同居者（別世帯同住所地）**も、原則として保護者と同様に保育の実施を必要とする証明書類の提出が必要です。

保育を必要とすることを証明について

保育を必要とする事由		必要書類
就労	会社員など	就労証明書
	自営業、内職	就労証明書、内職申出書、その他（※）
妊娠・出産		母子手帳（出産予定日のわかるもの）の写し
保護者の疾病・障がい	疾病	医師の診断書（保育を必要とする理由等の記載があるもの）
	障がい	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
親族の介護・看護		介（看）護申出書、介（看）護を受ける方の証明（認定通知や診断書）、その他（※）
災害復旧		罹災証明など
求職活動		就労誓約書
就学		在学証明書
その他（※）		スケジュール表など、状況により追加書類の提出が必要

３．申請に必要な書類について

①すべての方に必要な書類

・教育・保育給付認定申請書（現況届）兼保育施設等利用申込書（★）

・申込についての承諾書

・児童の状況調査票　（在園時は不要）

・マイナンバー（個人番号）申告書　（在園時は不要）

・保育を必要とすることを証明する書類

※**申込書（★）以外**の様式は、**町のＨＰからダウンロード**できます。

※就労証明書の様式（エクセル）及び記載要領については、ホームページに掲載していますので、企業側で積極的にダウンロード（記載要領確認）して作成してください。

※「篠栗町ホームページ」→「子育て・教育」→「幼児教育・保育・学校教育」→「保育所・認定こども園」→「保育の必要性の認定に係る添付書類（ダウンロード用）」の順に検索）

②状況に応じて必要となる書類

保護者（世帯の状況等）	必要書類
転入予定の方	転入誓約書
障がい者手帳をお持ちの方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
生活保護を受給の方	生活保護受給証明書の写し
保護者以外で、高校生を除く１８歳以上６５歳未満の同居親族（別世帯同住所地）がいる世帯	保育を必要とすることを証明する書類
その他	状況により追加書類の提出が必要

マイナンバーについて

保育所等の申込書類として、マイナンバー（個人番号）の申告が必要です。

また、書類の提出の際に、保護者（提出者）のマイナンバーの確認と本人確認を行いますので、ご協力をお願いします。

●保護者（提出者）のマイナンバーの確認と本人確認について

マイナンバー申告書を提出する際に、保護者（提出者）の①マイナンバーの確認と②本人確認を行いますので、必ずご持参下さい。

①マイナンバー確認のために必要な書類	②本人確認のために必要な書類
・マイナンバーカード（②の書類不要） ・通知カード ・マイナンバーが記載された住民票	【顔写真付き身分証明書】１点で確認 ・運転免許証　・パスポート ・住民基本台帳カード　・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳　・療育手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書 ・公庁が発行した顔写真付のもの 【その他本人確認書類】２点で確認 ・健康保険被保険者証　・介護保険被保険者証 ・年金手帳　・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書　・学生証 ・その他官公庁からの発行書類で、氏名、生年月日又は住所記載があるもの

４．申請書類の提出について

提出期間　　令和５年１１月６日（月）～１３日（月）

受付時間　　平日の８：３０～１７：００※最終日１１月１３日は２０時まで延長

提出場所　　こども育成課（役場１０番窓口）

※書類不備の場合や郵送での提出は受付できません。

※上記期間後の提出については、令和６年５月以降の**途中入所として受付**いたします

●育児休業等からの復職予定について

育児休業等からの復職予定の場合は、**ならし保育**の必要もあるため、**入所可能月は復職月の前月もしくは当月で選択**としています。ただし、復職予定日が明記されている就労証明書の提出が必要です。

例）・令和６年４月１日復職予定の場合　　⇒　入所対象月：３月か４月

※３月入所は年度切替ですので令和５年度分の申請も必要です。

・令和６年５月３１日復職予定の場合　⇒　入所対象月：４月か５月

※５月入所は途中入所対象となります。

・令和６年６月１日復職予定の場合　　⇒　入所対象月：５月か６月

※いずれも途中入所対象となります。

（参考）令和６年度　途中入所提出期限

入所月	提出期限	入所月	提出期限
５月１日入所	→　４月３日（水）	１１月１日入所	→１０月３日（木）
６月１日　〃	→　５月７日（火）	１２月１日　〃	→１１月６日（水）
７月１日　〃	→　６月５日（水）	令和７年　１月１日　〃	→１２月４日（水）
８月１日　〃	→　７月３日（水）	２月１日　〃	→１２月４日（水）
９月１日　〃	→　８月５日（月）	３月１日　〃	→１２月４日（水）
１０月１日　〃	→　９月４日（水）		

５．子ども子育て支援給付制度について

就学前の子どもの教育・保育を保障するため、子ども子育て支援法に基づいた以下の２つの給付制度があり、町へ認定申請をし「認定」を受ける必要があります。

子どものための教育・保育給付認定制度

町内の認可保育所と認定こども園は給付対象施設として確認を受けており、同封の申請書は保育施設等の利用申請と「子どものための教育・保育給付認定」の２号・３号の認定申請を兼ねたものとしています。

認定区分	対象者	主な利用先施設
１号認定	**お子さんが満３歳以上で、保育を必要とせず、教育を希望される方** 例）３歳以上で、両親のどちらかが専業主婦（夫）の場合など、お子さんがご家庭での保育を受けることができる場合	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
２号認定	**お子さんが満３歳以上で、保育の必要な事由（保護者の就労や病気など）に該当し、保育所等での保育を希望される方** 例）３歳以上で、両親が共働きなどの理由で、ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合	保育所 認定こども園（保育園部分）
３号認定	**お子さんが満３歳未満で、保育の必要な事由（保護者の就労や病気など）に該当し、保育所等での保育を希望される方** 例）３歳未満で、両親が共働きなどの理由で、ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合	保育所 認定こども園（保育園部分） 小規模保育・家庭的保育

子育てのための施設等利用給付

幼児教育・保育の無償化により創設された「子育てのための施設等利用給付」は、主に「子どものための教育・保育給付認定制度の１号認定（幼稚園・認定こども園幼稚園部分）のお子さんが預かり保育料の無償化や認可外保育施設の利用料無償化のために認定申請が必要となります。詳細はこども育成課までお問い合わせください。

認定区分	対象者	主な利用先施設
新１号認定	**新制度未移行の幼稚園**に所属（予定）のお子さんで、保護者に就労等の保育要件が該当しない方 ※新２号・新３号以外	新制度未移行幼稚園
新２号認定	**幼稚園・認定こども園（１号教育認定）**に所属（予定）のお子さんで、保護者の就労や病気など、保育の必要な事由により、**預かり保育を希望**する方	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
	認可外保育施設の３・４・５歳児クラスに所属（予定）のお子さんで、保護者の就労や病気など、保育の必要な事由に該当する方	認可外保育所（届出保育所）
新３号認定	幼稚園・認定こども園（１号教育認定）に**満３歳児入園（予定）のお子さんで、住民税非課税世帯**であり、保護者の就労や病気など、保育の必要な事由により、**預かり保育を希望**する方	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
	認可外保育施設の０．１．２歳児クラスに所属（予定）のお子さんで、**住民税非課税世帯**であり、保護者の就労や病気など、保育の必要な事由に該当する方	認可外保育所（届出保育所）

認可保育所・認定こども園・小規模保育事業について

認可保育所

保護者が仕事や病気などのために、家庭で保育できないお子さんを、保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。保育を必要とする２号認定（３歳以上児）・３号認定（３歳未満児）の児童が利用できます。

※就学前の教育や集団生活に慣れさせるためなどの理由だけでは入所はできません。

認定こども園

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供を図るため、教育・保育を一体的に提供する施設です。幼稚園の教育を希望する１号認定（３歳以上児）と保育を必要とする２号認定（３歳以上児）・３号認定（３歳未満児）の児童が利用できます。

小規模保育事業

定員が６人から１９人以下で０歳児～２歳児を対象に家庭的保育に近い環境のもとで、きめ細やかな保育活動を行う町の認可施設です。保育を必要とする３号認定（３歳未満児）の児童が利用できます。

６．保育の必要性と保育の必要量の認定

２号認定または３号認定として保育所・認定こども園（保育所部分）をお子さんがご利用になるには、保護者全員が次のいずれかの事由に該当し、**「保育の必要性の認定を受ける」**必要があります。

さらに、保護者の就労時間など保育必要量により、保育時間認定が次の２つに区分されます。

<table>
<tr><th colspan="2">保育を必要とする事由</th></tr>
<tr><td>①月６４時間以上就労している</td><td>⑥求職活動又は起業の準備を行う</td></tr>
<tr><td>②出産予定である（出産予定日の前後各２か月程度の間）</td><td>⑦卒業後就労を目的とした職業訓練校や大学等へ通学している</td></tr>
<tr><td>③保護者の病気、負傷又は心身障がいで保育が困難である</td><td>⑧虐待やＤＶの恐れがある</td></tr>
<tr><td>④同居又は長期入院している親族などの介護・看護をしている</td><td rowspan="2">⑨児童を養育する能力が著しく欠如している場合など、その他児童福祉の観点から保育の実施が必要であり、上記①～⑧に類すると、町長が認める場合</td></tr>
<tr><td>⑤災害の復旧</td></tr>
</table>

保育標準時間認定

月１２０時間以上の就労等の保育要件がある場合に、**１１時間／１日の保育時間**を認定。

保育短時間認定

求職中や月６４時間以上の就労等の保育要件がある場合に、**８時間／１日の保育時間**を認定。

●延長保育について

延長保育とは、施設の定める通常保育時間や短時間保育時間の範囲外で保育を必要とされる場合にご利用いただく制度です。保護者負担金とは別に延長保育料金が必要となります。

※短時間保育・延長保育の時間帯・料金は各施設により設定されます。詳細は施設にご確認ください。

例）

施設開所時間 ※施設によって異なる	７：００ ←→ １９：００
通常保育時間 （１１時間）	７：００ ←→ １８：００
短時間保育時間 （８時間）	８：３０ ←- - -→ １６：３０
児童Ａ （標準時間認定）	７：００ ←児童Ａ利用時間→ １９：００ ←→ **延長**
児童Ｂ （短時間認定）	７：３０ ←児童Ｂ利用時間→ １８：３０ **延長** ←- - -→ **延　長**

７．利用調整結果について

保護者の保育を必要とする程度を確認し、篠栗町保育の運用基準（家庭状況や保護者の就労等状況）に応じて優先順位を公平に審査して入所利用調整をおこないます。**入所希望が多数あり施設の定員を超えた場合**は、**入所保留**となることもあります。

８．保護者負担金について

保護者負担金（利用料）は、世帯の所得（市町村民税の所得割額の合計）に応じた額を基に決定することとなります。また、４月～８月分の利用料については令和５年度市町村民税課税額で、９月～翌年３月分の利用料は令和６年度市町村民税課税額で算定されるため毎年９月に利用料の切り替えがあります。

※３歳児以上の利用料は０円ですが、副食費徴収免除の判定のため、利用料の算定をします。

※利用料の算定には、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除、外国税額控除等は控除しません。

※税源移譲により、平成３０年度から政令指定都市のみ、市町村民税の税率が６％から８％に変更されていますが、保育利用料の算定においては、**従前の６％を適用する**こととしています。

※算定基準年度の１月１日時点で篠栗町に住民票がない場合、住民票のあった市町村に課税情報を確認する必要があります。ご提出いただくマイナンバーを利用して篠栗町で確認しますが、取得したデータで利用料の算定ができない場合、申請者本人に算定基準年度の市町村民税課税証明書を直接提出いただきます。

※**未婚のひとり親である場合**は、税法上の寡婦（夫）控除は適用されませんが、**利用料の算定においては寡婦（夫）とみなし、利用料の負担軽減を図られる**こととなりました。該当の方は別途申請用紙がありますので、こども育成課窓口までお越しください。

※ひとり親と認定される世帯又は世帯員が障害者手帳等を所持している世帯等において、**第２．３．４階層区分に該当される世帯は減額が適用される場合があります。**詳細はお問い合わせください。

※**家計の主宰者については、**原則として、**両親世帯（父母ともいる世帯）においては父母、ひとり親世帯（母子、父子世帯）においては父又は母**とします。ただし、父母の収入金額の合算額（ひとり親世帯の場合は父又は母の収入額）が**１０３万円未満の場合**は、**児童と生計を一にしている（同住所地である）父母以外の扶養義務者**のうち、収入金額が最多の者とします。また、児童を健康保険等の扶養としているか、家計の主宰者として認定することが適当であるか等も申請書類により精査し決定します。

以下に該当の方は、別書類の提出や手続きにご注意ください

①**未申告の方：**令和５年度市町村・県民税が未申告の方は早急に申告をしてください。未申告のままの場合は、利用料を最高額算定とします。

②**海外赴任の方：**海外赴任などで日本に住所がなかった世帯は、令和４年中の国外での総収入がわかる書類、及び国内での所得があった場合は、その所得についての書類も併せて提出してください。

（参考）篠栗町利用料

階層区分		推定年収	標準時間	短時間
			３号認定 ０．１．２歳児	３号認定 ０．１．２歳児
①	生活保護世帯	―	０ 円	０ 円
②	市町村民税非課税世帯	～２６０ 万円	０ 円	０ 円
③	市町村民税所得割課税額 ４８，６００円未満	～３３０ 万円	１９，５００ 円	１９，３００ 円
④	〃９７，０００円未満	～４７０ 万円	３０，０００ 円	２９，６００ 円
⑤	〃１６９，０００円未満	～６４０ 万円	４４，５００ 円	４３，９００ 円
⑥	〃３０１，０００円未満	～９３０ 万円	６１，０００ 円	６０，１００ 円
⑦	〃３９７，０００円未満	～１，１３０ 万円	８０，０００ 円	７８，８００ 円
⑧	〃３９７，０００円以上	１，１３０～ 万円	８２，５００ 円	８１，１００ 円

利用料の多子軽減について

保育所・認定こども園（２．３号認定）の場合

小学校就学前の範囲内に保育所等に通所する子どもが２人以上いる場合、最年長の子どもを第１子、その下の子を第２子とカウントし、第１子は全額負担、第２子は半額、第３子以降は無料となります。

※ただし利用料計算における町民税所得割額が５７，７００円未満（母子世帯等の場合は７７，１０１円未満）の世帯については多子軽減における保育所等の通所要件およびきょうだい児の年齢制限はありません。

※３歳児以上は、無償化です。

０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	小１	小２	小３	小４
第３子 **無料**		第２子 **半額**			第１子 **無償化**	カウント対象外			

副食費の減免について

３歳児～５歳児の施設利用料は無償化となっておりますが、利用施設毎に設定する、給食費、送迎費、行事費などの実費徴収の費用は保護者が負担するものとなります。

ただし、給食費のうちの副食費については、以下に該当するお子さんの場合は減免の対象となります。

①年収３６０万円未満相当世帯のお子さん

②認定こども園（１号認定）の場合

小学校３年までの範囲内で上から３番目以降のお子さん

３歳	４歳	５歳	小１	小２	小３	小４
第３子 減免		第２子 負担			第１子 ―	対象外

③保育所・認定こども（２号認定）の場合

小学校就学前の範囲内で上から３番目以降のお子さん

３歳	４歳	５歳	小１	小２	小３	小４
第３子 負担		第２子 負担	カウント対象外		第１子 ―	対象外

契約・利用料の支払いについて

利用施設により契約と利用料の支払先は以下のようになります。

※施設での利用料等の支払方法は施設毎に異なるため、入所後に確認してください。

施設種類	町内施設例	契約先	利用料 支払先
認可保育所	栗の子保育園 篠栗保育園 勢門幼児園 やまのこ保育園	篠栗町	篠栗町
認定こども園・私立幼稚園 （施設型給付に移行する施設に限る）	あすなろ保育園 キッズドリーム幼児園 和田幼稚園 篠栗どろんこ保育園	施設	施設
地域型保育事業（小規模保育事業）	小規模保育園りんごの木	施設	施設

認可保育所の利用料支払い

認可保育所の利用料は篠栗町が徴収し、当月分の利用料は毎月末日（土・日・祭日の場合は、翌営業日）に口座引落しとなります。利用料は必ず期限内に納入ください。お納めいただけない場合には、督促状や催告書の発送、児童手当の特別徴収を行うことがあります。また、年度を超えて利用料の滞納が発生した場合は、収納課へ徴収事務を移管し、地方税の滞納処分若しくは裁判所を通じた強制執行の手続き（預金債権や給料債権等を差押え、強制徴収により滞納料金等に換価充当する）の例により、現年分も含めた利用料の処分を行うことがあります。

９．保育施設等入所後の諸手続きについて

次のような変更が生じた場合、**「教育・保育給付認定申請兼保育施設等利用申込内容変更届」**が必要です。各種様式は町のホームページからダウンロードいただけますのでご準備のうえ、こども育成課へ届出ください。

届出後、翌月１日から保育時間や利用料等の変更となります。

●保護者等の就労状況に変更があった場合（就労先・就労時間等の変更・契約期間の更新・延長）
⇒**変更後の就労証明書**等も併せて提出ください。

●保護者が離職し求職活動をする場合
⇒**就労誓約書**も併せて提出ください。
※求職活動での入所可能期間は概ね２ヶ月間、保育時間は短時間認定となります。各月ごとの求職活動報告書を提出していただきます。**最終月の２０日まで**に、就労予定等要件がない場合には、退所となります。

●保護者が妊娠・出産の予定となった場合
⇒**母子手帳等出産予定日のわかる書類**を併せて提出ください。
※産前産後の期間設定は、母子手帳により確認をし、産前は予定日の６週前の属する月の１日から、**産後については、予定日と出産日の遅い方を基準日**として、８週の属する月の末日までとなります。

●世帯の状況に変更があった場合（保護者の婚姻・離婚・出産・同居家族の死亡等）
⇒保護者の婚姻・離婚があった場合は**戸籍謄本等（写し可）**を併せて提出ください。

●住所変更（転居）があった場合
⇒添付書類不要

●生活保護受給世帯・ひとり親世帯・障害者手帳等（精神福祉手帳・療育手帳）の要件に該当した場合また、非該当となった場合
⇒**利用料変更に関連する場合もあります**ので、受給証書や手帳等を併せて提出ください。

次のような場合は退所となります。**「保育施設等退所届」**を役場こども育成課へ届出ください。

退所日の１０日前までに手続きしてください。

●町外に住所を変更する（転出）場合（※転出日が属する月の末日まで通所できます。）

●家庭保育が可能になった場合（離職・求職活動期限切れ・産後休暇後育児休暇取得等）

※産休後に育児休暇を取得する場合は、退所となります。**２歳児クラス以上のお子さんについては、保育時間は短時間認定**となりますが継続の特例があります。詳細はお問い合わせください。

★Ｑ＆Ａ（よくあるご質問）★

Ｑ．給食等においてアレルギー食の対応はしてもらえるのでしょうか？

Ａ．アレルギー食の対応はしていますが、施設によって対応の仕方が異なります。申請前に見学や問い合わせをして、対応方針を確認したうえで申請してください。

Ｑ．ならし保育というのはどういうものなのでしょうか？

Ａ．入所したばかりのお子さんが負担なく新しい環境に慣れていけるよう、少しずつ保育時間を増やしていく期間のことです。入所施設の方針やお子さんの年齢、保育状況により、ならし保育期間は個々に異なることもあります。入所開始日以降から行うもので、通常の月額利用料が発生します。

Ｑ．篠栗に転入予定なのですが、保育施設等の申込みはできますか？

Ａ．４月入所の場合は令和６年３月１５日までに住民票の異動（転入）を誓約いただき、受付を可能としています。途中入所となる５月入所以降の申込みの場合は、申込み月の前月の１５日までの住民票の異動（転入）が要件となります。

Ｑ．保育施設等利用申込書の利用希望施設順位欄は全て記入しなければならないのですか？

Ａ．申込書には、第９希望までの順位を記入する欄がありますが、全てを記入する必要はありません。順位記入のある施設に入所の意思があるものとして利用調整を行います。また、施設の利用調整において第１希望のみ記入の方とその他希望園を記入の方とでの優劣はありません。

Ｑ．産前・産後は上の子を保育施設等にあずかってもらえますか？

Ａ．産前産後期間の入所申込はできます。「産前」は出産予定日を基準日とし６週前となる日の属する月の初日から、「産後」は出産日と出産予定日の遅い方を基準日として８週目となる日の属する月の末日までが入所対象期間となります。

Ｑ．育児休業の間は保育施設等には通えますか？

Ａ．育児休業期間は保護者がご家庭で保育が可能な状況にあるため、基本的には上のお子さんも家庭保育（退所）をしていただきます。ただし、２歳児・３歳児・４歳児・５歳児クラスに在籍するお子さんに限り、特例として産後期間経過後から該当年度の３月末日まで入所継続（保育認定は短時間）を可能とします。１歳児クラス以下のお子さんについては、退所していただくこととなります。詳細はこども育成課へお問い合せください。

Ｑ．町外に転出するのですが、その場合退所になりますか？

Ａ．入所後に町外に転出される場合、転出日の属する月末まで入所可能ですが、翌月は退所となります。
また、利用承諾により入所施設が内定していたとしても、転出の時点で内定は取り消しとなります。

Ｑ．これから就職したい場合は申込みできるのですか？

Ａ．就職活動での入所申請は、就労誓約書（入所後に概ね２ヶ月間で就労することを誓約いただくもの）を添付し申込みしてください。就職活動期間中の保育時間は短時間認定となります。入所後は各月ごとの就職活動報告書を提出していただき、最終月の２０日までに、勤務予定等要件がない場合には、退所となります。

ご不明な点は、こども育成課　こども育成係　℡０９２－９４７－１３７２までお問い合わせください。